

○倉敷市アートコンクール事業補助金交付要領

令和4年6月1日

(趣旨)

第1条 中学生又は高校生を対象とした全国規模のアートコンクールを開催し、個人の創作活動の促進に加え、市民がアートに触れる機会を創出し、もって倉敷市の文化芸術の振興と持続的な発展を図ることを目的とした倉敷市アートコンクール事業（以下「アートコンクール」という。）を実施する学校法人加計学園倉敷芸術科学大学に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となるアートコンクールは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 応募対象が全国の中学生又は高校生であること
- (2) 広く市民を対象とした、応募作品の発表の場を設けること。ただし、発表の形態については問わない。
- (3) 本市からこの要領に定める補助金以外の補助金を受けていない事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業の施行前に補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該コンクールの募集要項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(計画変更等の承認)

第6条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更かつ当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合は、この限りではない。

（実績報告）

第7条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 領収書等支出を証明する書類の写し
- （4） 写真、チラシ等事業内容を具体的に示すもの
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助事業の経理等）

第8条 補助対象者は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（見直し手続き）

第9条 市長は、本補助金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
作品審査に関する経費	審査員謝金、その他作品審査に関する経費
広告に関する経費	テレビ・ラジオ放映料、ウェブデザイン費用、その他広告に関する経費

展覧会に関する経費	会場使用料、会場設営費、会場備品借上料、会場装飾経費、その他 展覧会に関する経費（物品販売に係る経費は除く）
印刷製本に関する経費	図録デザイン・印刷製本費、チラシ等デザイン・印刷製本費、その他 印刷製本に関する経費
事務経費	消耗品費、通信運搬費、振込手数料、保険料、その他事務経費
その他	市長が補助対象経費として特に必要と認めるもの